

令和5年度寒河江市老朽危険空き家解体事業補助金

安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険な空き家の除却を行う方に対し、除却費の一部を補助します。

1. 対象建築物

それぞれ次の要件をすべて満たす建築物が対象建築物となります。

◎不良住宅

- ① 寒河江市内にある、住居を目的として建築又使用され、現在使用されていない建物であること
- ② 木造及び軽鉄骨造
- ③ 構造物の腐朽又は破損が著しく危険性が大きいもの
(市が行う事前調査において、合計評点が100点以上であると測定される建築物)

◎空き家住宅

- 上記①、②に加え、構造物の腐朽又は破損が著しく危険性が大きいもの
(市が行う事前調査において、合計評点が50点以上100点未満であると測定される建築物)

2. 対象者

次の①から③のいずれかに該当する方が対象者となります。ただし、①から③に該当する方であっても、市税等の滞納がある方や、他の権利者（抵当権設定者など）からの同意を得られない方は対象者となりません。

- ① 登記事項証明書に所有者として記録されている者（固定資産関係資料を含む。）
- ② ①の相続人
- ③ ①又は②の方から対象建築物の除却についての同意を受けた方

3. 対象工事

次の①から④の要件をすべて満たす工事が対象工事となります。

- ① 建設業の許可などを受けた県内に住所を有する者に請け負わせる除却工事であること
- ② 建築物すべてを除却する除却工事であること
- ③ 申請年度の2月9日までに完了報告書を提出できるもの

<重要事項>

令和5年5月22日～6月末の間に事前相談のあった建物に対し、現地調査を行い判定します。希望者多数の場合は、7月下旬までに当該建物が周辺に与える危険性等を勘案のうえ、補助対象者を決定します。補助対象となった場合は、令和5年8月末までに補助金交付申請書を提出の上、除却を実施いただくこととなります。

4. 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、次の①又は②のいずれか少ない額となります。

- ① 建築物の解体・運搬・処分に要する費用の10分の8を乗じて得た額
- ② 国土交通省が定める標準建設費の除却工事費

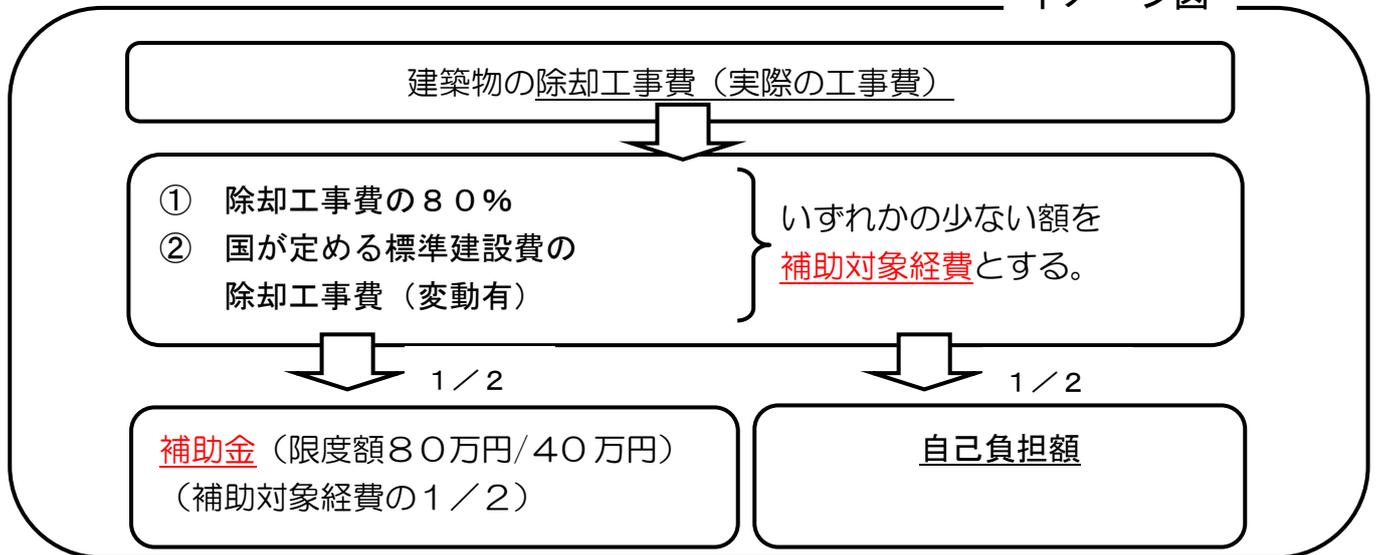
5. 補助金の額

補助金の額は、上記補助対象経費の2分の1となり、1,000円未満を切り捨てた額となります。

- ① 不良住宅除却 (限度額：80万円) ... 採択予定 5件
- ② 空き家住宅除却 (限度額：40万円) ... 採択予定10件

※ いずれも本年度の予算の範囲内での採択となります。

イメージ図



6. 必ずお読みください

- ① 交付決定を受ける前に、工事の契約又は着手された場合は、本補助金の対象となりません。
- ② 令和5年5月22日～6月末までに事前相談がされ、翌年2月9日までに完了する除却工事が対象となります。
- ③ 各書類の提出期限が守られない場合は、補助金をお支払いすることができません。
- ④ 建築物を除却することにより、翌年度より土地の固定資産税額が増額になる場合があります。
- ⑤ 本補助金についてのご相談があり、市において建築物の調査を行った場合には、本補助金を活用し除却を行うか否かにかかわらず、市から建築物の維持管理についての指導を受けることがあります。

【お問い合わせ先】

寒河江市役所 建設管理課

TEL：0237-85-1627